事例	【Ｊ】飼い猫→飼えなくなった
案内	保健所ではやむをえない事情があると認められる場合に限り、引き取りを行いますが、持ち込む前に相談が必要です。 なお、動物愛護法では**終生飼養が義務付けられています。まず、飼い主自身（もしくは親族や知り合いの方）で「飼い主探しノート（④環境生活課が運営）」を利用する等、譲渡先を探してください。** ④環境生活課へご連絡ください。 <飼い主さがしノート　リンク> https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/noteeturan.html
連絡先	④環境生活課 【十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課：0155-27-8526】